

平成23年度事業シート(概要説明書)《※平成22年度実施事業》

事業の概要	事務事業名	《河川水路整備事業》						担当部	都市建設部			
	会計区分	一般会計			事業類型	施設整備系		担当課	河川課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	河川係			
	総合計画 分野別計 画	主目的	5 都市基盤		26 河川・水路		1 河川整備を促進する					
		副目的										
	予算区分	款	8	項	3	目	3	大	2	中		
	根拠法令・個別計画	特定都市河川浸水被害対策法、新川流域水害対策計画										
	実施・運営 方法	<input type="radio"/> 市が直接実施・運営			<input type="checkbox"/> 地域住民組織			<input type="radio"/> 一部又は全部委託				
		指定管理・外郭団体			名称:							
		NPO・その他			名称:							
目的 (対象をどの様な状態にするのか)	水路等の整備を実施することで、地域に降った雨水を速やかに流下させることにより、大雨による家屋等の浸水被害の軽減を図る。											
内容 (手段)	<p>一級河川の管理者であり改修事業者である愛知県と調整を行い、総合治水の視点から準用河川や普通河川・水路の整備を進め、河道の拡幅等により用地買収が必要となるような事業については、対象者に対し計画段階から事業説明を行い協力を要請する。区長要望については現地を確認すると共に聞き取り調査を行い、緊急性・重要性等を考慮し、各区の理解を得ながら整備を進める。</p> <p>小針川整備事業・道木川整備事業・下稲葉排水路整備事業・中川排水路整備事業・小木南排水路整備事業・地域活性化、きめ細かな臨時交付金事業・その他の河川水路整備事業</p> <p>【委託業務内容】 河川測量設計業務の委託 18件(小針川外:委託料27,305千円)</p> <p>【工事請負内容】 水路改修工事 22件(中川排水路外:工事費77,217千円)</p> <p>【用地購入内容】 小針川 17筆(43,545千円)・道木川 10筆(27,346千円)</p>											
受益者負担	無	内容										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	219,809	179,871	247,500	
		正職員	従事者数	人	1.50	1.50	1.50
			人件費	千円	8,047	8,047	8,047
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0
		費用合計		千円	227,856	187,918	255,547
	対前年比		%		82.4		
財源	一般財源	千円	203,256	160,197	235,847		
	国・県支出金	千円	24,600	18,159	9,000		
	その他財源	千円	0	9,562	10,700		

業 績	活動指標	活動指標名	単位		H21	H22	H23	
		幹線水路の施工延長 (水路の内巾が0.6以上の水路)	m	目標		661	270	520
				実績		830	360	
				目標				
				実績				
				目標				
	実績							
	成果指標	成果指標名	単位		H21	H22	H23	
		幹線水路の施工延長	m	目標	661	270	520	
				実績	830	360		
			目標					
			実績					

事業の自己評価 (一次評価)	事業目的の達成状況	<p>河川拡幅の用地買収について、小針川は、県道より上流部約400mの用地をほぼ完了し、道木川についても、予定どおり進んでいる。</p> <p>水路の測量設計業務委託は、小針川の基本計画、道木川の橋梁設計の外に区長申請等により次年度施工予定の水路工事の設計委託14件を実施した。</p> <p>また、水路工事については、先の豪雨で浸水被害を受けた地区の水路改修4件と区長申請による水路工事18件を実施した。</p>		
	事業を廃止・休止したときの影響	<p>治水事業の最も重要で主要な事業であり、他に類似する事業がないことから、廃止すれば浸水被害を防止又は解消することができなくなる。</p>		
	判定	A	市が実施(現状維持又は充実)	
	判定理由	<p>浸水被害を受けた地区の河川・水路の改修工事や区長申請による水路工事は、治水行政にとって必要不可欠な事業であり、現状維持と判断した。</p>		
	今後の事業の方向性 (今後の取組み・改善計画等)	<p>用地拡幅に伴う準用河川等の整備については、一部用地未買収で施工ができない状況は絶対に避けなければならないので、用地買収の事前準備、特に地元への情報提供はより丁寧に行い、事業の理解を得るように進める。</p>		

二次評価	判定	A	市が実施(現状維持又は充実)	
	判定理由	一次評価のとおり		